

取付管接続受託下水道工事特記仕様書

令和6年4月

下水道河川局下水道管路部

取付管接続受託下水道工事特記仕様書

第一章 総 則

1 一 般

本工事は、「横浜市土木工事共通仕様書」及び、「追加仕様書」に記載された事項のほか、この「特記仕様書」による。

2 適用範囲

(1) 本仕様書は、横浜市下水道河川局の公共下水道管きょ施設工事のうち、取付管接続受託下水道工事（以下「受託工事」という）に適用する。

(2) 横浜市土木工事共通仕様書、追加仕様書、特記仕様書及び設計図書等に疑義を生じた時は、監督員と協議し、その指示に従うものとする。

3 受託工事指示

受託下水道工事とは、契約図書に基づき、本市監督員が受託工事指示書により指示するものである。請負人は本市土木事務所監督員の指示に従い、速やかに受託工事指示か所の工事を行うこと。

4 提出書類

(1) 請負人は、契約締結後速やかに次の書類を提出した後、工事に着手すること。

ア 着手届

イ 現場代理人選定届

ウ 工程表 等

(2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、直ちに変更届を提出すること。

(3) 請負人は、施工か所毎に完成後速やかに本市の指定する受託工事竣工報告書を監督員に提出すること。

(4) 請負人は、指示された全ての工事か所が完成後速やかに次の書類を提出すること。

ア 完成届け

イ 工事関係図書

ウ 工事写真集

エ 支払い請求書

オ その他監督員が指示するもの。

第二章 安全管理

1 公衆の安全管理

- (1) 請負人は作業にあたり公衆の災害防止について「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守しなければならない。
- (2) 作業にあたっては、交通の危険、渋滞等を防止し特に歩行者が安全に通行できるように配慮しなければならない。また、交通整理員を配置して事故の防止に努めなければならない。

2 作業の安全管理

- (1) 請負人は、この作業に従事させる作業員に必ず定期的に健康診断を受けさせ、破傷風等の予防接種を行い、作業員の衛生管理に努めなければならない。
- (2) 請負人は、酸素欠乏、有毒ガス、可燃性ガスの危険のある管きょ内で作業する場合は、必ず換気を行い、酸素濃度、硫化水素、可燃性ガスを測定し、その安全を確認し、未然に事故を防止しなければならない。

3 緊急処置

万一事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、直ちに監督員及び関係官公署に報告すると共に必要な処置をとること。

第三章 取付管接続工

(1) 取付管新設工

取付管は、原則として硬質塩化ビニール管を使用する。

支管取付部が他の支管取付部と近接する場合は、本管防護（360°コンクリート巻き立て）により補強する。

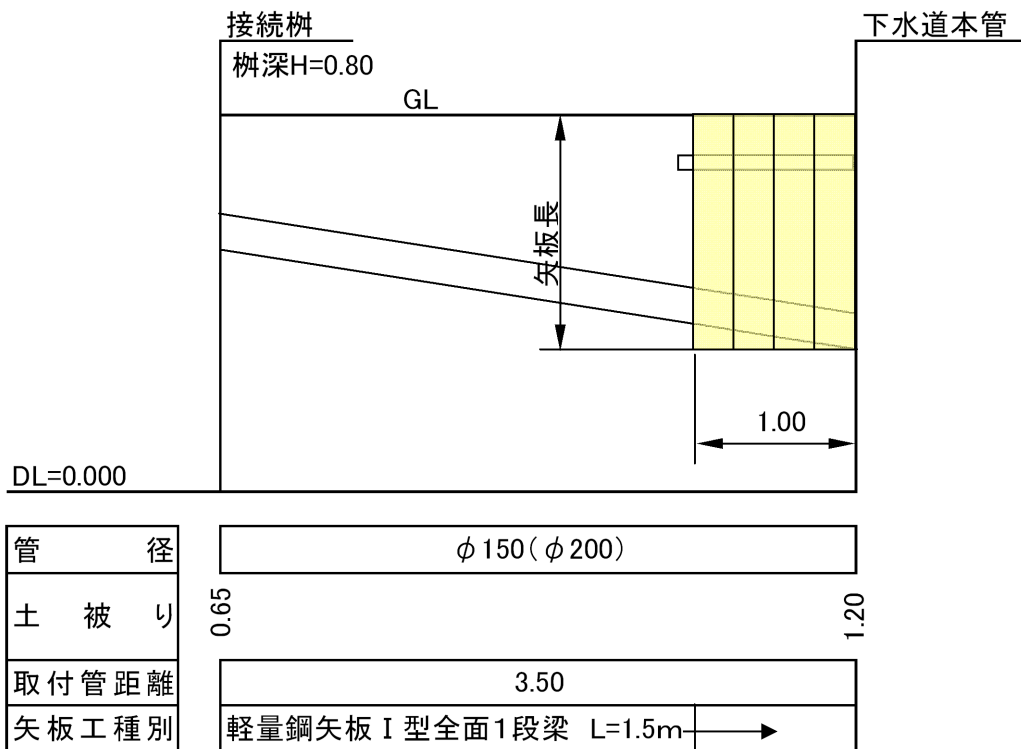
コンクリートの設計基準強度は、 18 N/mm^2 以上とする。

(2) 接続柵新設工

接続柵の新設については、排水設備計画に基づき新設するものとするが、現場状況を充分調査の上、排水設備業者と事前調整を行い施工すること。

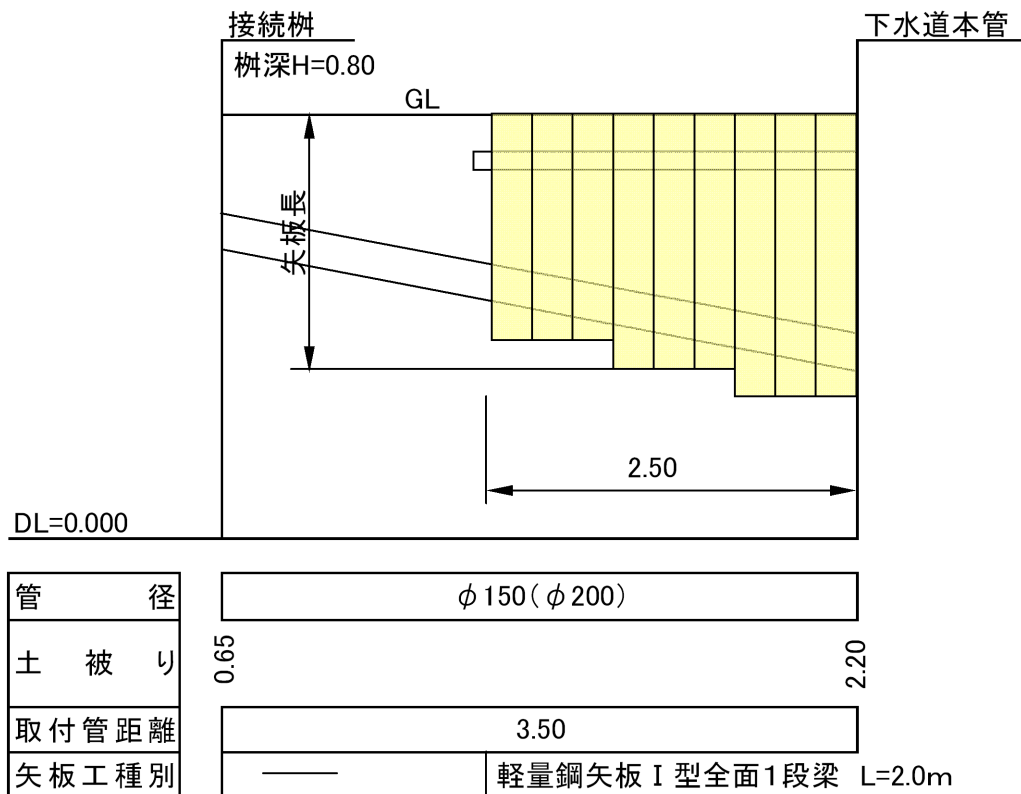
標準取付管縦断図（その1）

平均深 1.0 m



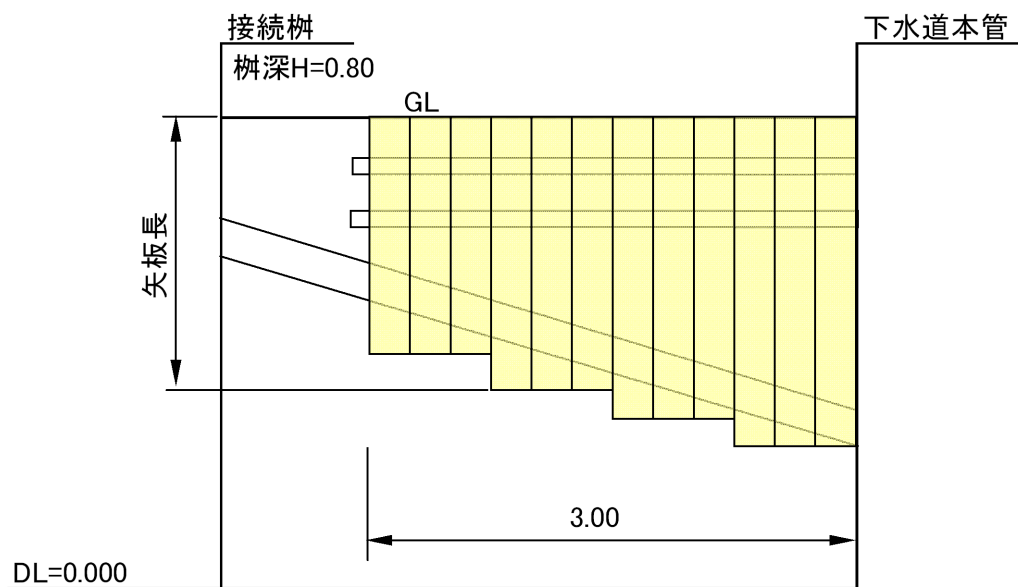
標準取付管縦断図（その2）

平均深 1.5 m



標準取付管縦断図（その3）

平均深 2.0 m



管 径	φ 150 (φ 200)	
土 被 り	0.65	3.20
取付管距離	3.50	
矢板工種別	—	軽量鋼矢板 I 型全面2段梁 L=2.5m

標準図の矢板延長は、取付管延長 3.5m とした場合の数値であるため、取付管延長が異なる場合は、施工延長に比例して補正をする。